

○南知多町委託型地域おこし協力隊設置要綱

令和8年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、南知多町委託型地域おこし協力隊員の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 地域外の意欲ある人材を都市地域等から積極的に受け入れ、地域の問題解決及び活性化（以下「地域協力活動」という。）を促進するため、地域おこし協力隊推進要綱（平成21年3月31日付け総行応第38号総務事務次官通知）に基づき、南知多町委託型地域おこし協力隊員（以下「委託型隊員」という。）を設置する。

(業務委託)

第3条 町長は、前条の目的を達成するため、委託型隊員に次に掲げる地域協力活動を委託することができる。

- (1) 産業の振興及び産業創出に関する支援活動
- (2) 地域資源の発掘及び振興に関する支援活動
- (3) 地域間交流及び移住定住促進に関する支援活動
- (4) 教育、文化・芸術及びスポーツの振興に関する支援活動
- (5) 住民の生活及び地域おこしに関する支援活動
- (6) 地域の情報発信に関する支援活動
- (7) その他町長が必要と認める支援活動

2 前項に掲げる地域協力活動の全部又は一部を、町内に拠点を置く法人又は任意の団体等（以下「受入事業者」という。）に委託することができる。

(受入事業者の要件)

第4条 受入事業者は、次に掲げるすべての要件を満たす法人又は任意団体等とする。

- (1) 町内に拠点を置き、地域振興及び地域社会活動に対し、理解を有し、積極的な関わりを持つと認められるもの
- (2) 委託型隊員の支援できる体制が整っていると認められるもの
- (3) 委託業務の内容について、必要な経験及び知識を有しているもの

(委嘱)

第5条 町長は、地域おこし協力隊推進要綱に基づき、委託型隊員を委嘱する。

2 町と委託型隊員との間に、委嘱に伴う雇用契約及び雇用関係は存在しない。

3 第3条第2項の規定により受入事業者に委託する場合には、受入事業者が雇用する者を委託型隊員として委嘱することができる。

(委嘱期間)

第6条 委託型隊員の委嘱期間は、1年以内とし、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末日とする。

2 委託型隊員は、委嘱の日から3年を超えない範囲で再度委嘱することができる。

(活動及び報告)

第7条 委託型隊員は、町と締結する委託契約又は受入事業者との雇用契約に基づき、地域協力活動を行うものとする。

2 受入事業者及び委託型隊員は、別途当事者間の定めにより、下記の内容を含む活動報告書を作成し、町長に提出しなければならない。

3 報告書には次の内容を含むこととする。

- (1) 業務完了報告書
- (2) 月別地域おこし活動報告書
- (3) 活動費支出明細書

(委託料等)

第8条 町長は、委託契約に基づき、委託型隊員又は受入事業者に対し委託料を支払うものとする。

2 前項の委託料は、地域おこし協力隊推進要綱に規定する上限額を超えない範囲において定めるものとする。

(面談及び報告会等への参加)

第9条 委託型隊員及び受入事業者は、町の求めに応じて、面談、報告会等に参加しなければならない。

(委託型隊員の解嘱)

第10条 町長は、委託型隊員が次の各号のいずれかに該当する場合、委嘱期間の途中でであっても、解嘱することができる。受入事業者が受託する場合は、受入事業者と協議の上行うこととする。

- (1) 自己の都合により解嘱を申し出たとき
- (2) 心身の故障のため、協力隊の活動に支障があり、又はこれに堪えないとき
- (3) 法令若しくは契約上の義務に違反し、又はこれに堪えないとき
- (4) 隊員としてふさわしくない非行があったとき
- (5) 受入事業者が業務委託契約の解除を申し出たとき

(守秘義務)

第11条 委託型隊員及び受入事業者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(町の役割)

第12条 町長は、委託型隊員の活動が円滑に実施できるように、次の各号に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 地域社会活動に関する総合調整
- (2) 地域社会活動に関する住民等への周知
- (3) 委託型隊員の活動終了後の定住支援
- (4) その他委託型隊員の活動に関して必要な事項

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。